

◆◆◆高松家庭裁判所委員会(第4回)議事概要◆◆◆

1 日 時

平成17年4月21日(木)午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

井村弘子, 岩本任子, 遠藤美智代, 大塚昭男, 名和敏延, 平尾満知子, 宮武章三, 平井範明, 野島光博, 佐藤武彦, 小池晴彦(委員長代理)

(2) 事務担当者

新井事務局長, 義満首席家庭裁判所調査官, 河田首席書記官, 植田総務課長, 堀邊総務課課長補佐

4 議事(□委員長代理, ■委員長, ○委員, ●事務担当者)

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員の異動について

2月14日付け退任 溝淵 勝

2月14日付け就任 佐藤武彦

(3) 委員長の選任

- 溝淵委員長の異動に伴い, 新しく委員長を選出する必要がある。委員長には, どなたがよろしいか。
- 家庭裁判所長である佐藤委員に委員長をお願いしたい。
- 諮問機関の長とそれを承る執行機関の責任者が一緒というのは, 家庭裁判所委員会が作られた原点に帰って考えるとおかしいと思う。
- 慣例というわけではないが, これまで家庭裁判所長である溝淵委員が委員長を務めていたので, 佐藤委員をお願いしたい。
- 今回の委員長には佐藤委員とし, 今の委員会委員の任期は, 本年7月末までであることを踏まえて, 次回以降に新しく決まった委員会の委員で, 改めて委員長を選出することにしてはどうか。
- 前回は, 委員会の運営や事前の準備等を円滑に行ったりするという実務の面を考慮して家庭裁判所長を委員長としたと思うので, 佐藤委員が委員長でよいと考える。
- 事前の準備等という意味での検討は必要であると思う。そこで, 小池委員長代理がそのまま委員長になるということではどうか。

□ 他に、委員長にという者はいないか。

それでは、佐藤委員を委員長にという意見と、当職を委員長にという意見が出されたわけであるが、最初に、佐藤委員を委員長に選任するということについての意見を伺いたい。

先ほどの何人かの委員の意見を踏まえると、今回の委員長の選出については、溝淵委員の後任の家庭裁判所長である佐藤委員を委員長とし、次回以降の委員長について、次の委員会の議事に加えるということになるが、異議はないか。

○ 異議はある。

□ 他に異議のある方は。

○ (その他の委員) 異議なし。

□ それでは、多数意見により、佐藤委員に委員長をお願いすることとする。
(議長交代)

■ 家庭裁判所委員会は、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として設置されたものであり、家庭裁判所長が委員長を兼ねるからといって、裁判所にとって都合のよいように委員会の運営を行うとか、越権行為にならないように心掛けたい。

それでは、前回からの継続テーマである、家庭裁判所の広報の在り方についての御意見を伺うことにしたいが、まず、本日の議論に入る前に、前回の意見、提言を踏まえて、高松家庭裁判所では、どう取り組んだのかということなどについて、事務局から報告させることとしたい。

なお、前回の議論で触れられていた裁判員制度については、家庭裁判所を含めた裁判所全体が協力して取り組まなければならない問題ではあるが、主として地方裁判所における刑事手続についての話ということであるため、本日の家庭裁判所委員会では議論は省かせていただき、家庭裁判所における広報の在り方について議論をお願いしたい。

○ (各委員) 異議なし。

● 【事務局からの報告の主な内容は次のとおり。】

① パンフレット等の配布状況について

昨年度1年間に最も配布部数の多いのは「家事事件のしおり」であり、1700部を外部に配布している。「家事手続案内テレホンサービス」のリーフレットについては、700部強を配布している。

配布先については、基本的には地方自治体等の官公署を中心に配布している。ただ、「成年後見制度を利用される方のために」というパンフ

レットについては、病院等に送付している。「家事手続案内テレホンサービス」については、百十四銀行にも送付している。

② ホームページについて

当庁のホームページについて、次のように改善したいと考えている。

ア 広報用ビデオの貸し出し案内の掲載

貸し出す広報用ビデオについては、家事事件関係として、当庁1階の待合室で上映している「家事事件手続案内」（所要時間約16分）と、少年事件関係として、「少年審判～少年の健全な育成のために～」(所要時間約27分)を考えている。

貸し出し目的については、学校等の教育機関の学習用あるいは研修用として利用していただくことや、裁判所に対する理解を深めたいという方々に利用していただくことを考えている。また、現時点での案ではあるが、貸し出し期間は、原則として1週間以内とし、料金は無料とするが、郵送等を希望される方については、郵送等にかかる実費を負担していただくという取扱いを考えている。

イ 裁判所にアクセスする方法についての掲載

インターネット環境にある方を前提にしたものではあるが、ホームページ上に大きな入り口を作るという意味で、電話、ホームページ、そして裁判所にお尋ねいただきたいという、大きな3つを掲げて、広く多くの方々に裁判所を利用される場合の入り口を紹介させていただくということを考えている。

③ 裁判所全体における広報活動と、高松家庭裁判所（高等裁判所・地方裁判所合同実施を含む。）における広報活動について

（全国規模の広報活動状況を説明した後、高松での広報活動の状況について、次の事項を説明した。）

ア 西日本放送で放送されている香川県の広報番組に、「こんにちは香川県」というのがあるが、裁判所もその時間帯を年4回程度いただいて、広報活動を行っている。近いところでは、憲法週間の関係で4月25日に放送が予定されており、内容は、「裁判員制度の施行に向けて」というもので、約10分ほど高等裁判所職員が説明することになっている。

イ 当庁の事務局長を5月11日に県内の高校に講師として派遣し、家庭裁判所の仕事等について、高校1年生を対象に講義を行うことを予定している。

ウ 小学生及び中学生を対象にした「裁判所体験ツアー」を、7月27日（水）と8月3日（水）の2日間、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所の合同で実施する。

④ 投書箱の設置等について

利用者からの声を広く聞くという観点等から、当庁では「投書箱」を設置している。設置場所としては、3階の第1、第2及び第4の各調停待合室、並びに、1階の家事相談待合室の合計4箇所である。

投書箱には、「家庭裁判所に対するご意見またはご希望がある方は、遠慮なくお書きください。」と記し、自由に利用者の方々からの御意見を広く頂戴している。

これまでの意見は、時間、場所及び人という3つの関係に大別され、時間の関係では、利用時間について、午後5時までというのではなくて夜までとか、あるいは休日にもというもの、その他、待合い時間が長すぎる、もう少し早くやってもらえないか、開始時間が予定より遅れて困るといったものがある。また、場所の関係では、これまでは快適性、安全性ということでの指摘があったが、昨年3月に新庁舎となり、これらの点の指摘はなくなってきた。さらに、人の関係では、家庭裁判所では多くの職種、あるいは人々が携わっているところであるが、利用者からは、公正、公平性、親切、そういう態度に厳しくご批判をいただいている。

これらの利用者からの意見については真剣に受け止め、利用者の意見を現場にフィードバックしていくことが重要であると考えている。

- それでは、本日のテーマである家庭裁判所における広報活動の在り方について、前回の委員会で議論された事項順に、具体的な論議を行っていくこととしたい。

まず最初に、パンフレット、リーフレット等の配布について、本当に家庭裁判所を利用したい者に届いているかということについて、御意見を伺いたい。

- 「成年後見制度を利用される方のために」というパンフレットの配布先として、配布された関係資料を見ると、香川県社会福祉協議会をあげられているが、成年後見制度を利用される可能性のある方に最も近い場所としては地域の社会福祉協議会と考える。是非、市町村にある社会福祉協議会にも同パンフレットを配布されたい。

また、知的障害者施設や老人ホームの一部及び精神科医院のうちの一部

に同パンフレットを配布しているが、部数の問題もあろうが、知的障害者施設、老人ホーム及び精神科医院も成年後見制度を利用される可能性のある方に最も近い場所であるので、それらの全ての施設に同パンフレットを送っていただくよう希望する。

○ 末端組織に対しても配布していただきたいという趣旨で、特別養護老人ホームにも配布をお願いしたい。

● 特別養護老人ホームなどの関係では、末端のケアハウスまで含めると広がり過ぎるので、大きな単位で配布しているのが現状である。

社会福祉関係については、社会福祉士の方々と成年後見制度についての協議をしていたことから、個々の社会福祉関係機関に対してまでパンフレット等の配布を行っていないが、必要があるということであれば、そのように対応したいと考える。

○ トップの施設団体に送っても、末端には届かないと関係者から聞いている。指定された精神科の病院は他にもあるし、例えば、10部送付するというのを5部にすれば、今の倍の病院に送ることができる。

○ 各関係機関に配布して、その後当該機関にいくらパンフレットが残っているかということは調べてないのか。例えば、平成15年度に配布した場合、それが末端まで行き渡っているか否かについての追跡調査が一番大事だと思う。それによって次の年に何部配布するかを決める。手間はかかるが、それを調べることは必要と思う。

○ 最近、市町村の合併が相次いでいるが、各種のパンフレットについて、合併後の市町村役場にのみに送付するのか、それともいわゆる支所になるところまで送付するのか、そういった送る部数と相手先を点検し直すということは必要である。

特に自治体については配布部数を考え直す必要がある。

■ 次に、広報用ビデオの活用について御意見を伺いたい。

○ 広報用ビデオについて、役場の待合室のようなどころにおいて、流してもらうということも考えられる。

○ 保護司会の活動との連携ということで、2箇月に1回保護司の方との勉強会があるが、そのような勉強会に、この「少年審判～少年の健全な育成のために」というビデオを貸し出してはどうか。

○ PTA活動の中で、ビデオを使って勉強するということが少なくなったが、年1回どこの地域でもおそらく研修会を行っていると思うので、そういうところでの利用も考えられる。

- 毎年、地域の公民館活動とか、学校の家庭教育学習、それから婦人学級等、年間のプログラムが年度当初に作られているが、これからは、核家族が進んで、離婚の問題、少年の問題、児童虐待の問題等も増えているわけで、そういった問題について、それらの学習のテーマに入れてもらうように広報を行うとよいと考える。裁判所も講師派遣を行っているのと売り込むとよい。身近に広報すべきであり、まず公民館とか一般市民にとって身近な場所に裁判所の方から働きかけることが重要と考える。また、高松市であれば、生涯学習センターへの働きかけも考えられる。
- 早く死ぬと言われていたみたいに受け取られては困るのだが、家庭裁判所だけの、例えば遺言制度や相続制度についてのビデオを老人ホームに送るとよいと思う。老人ホームでは、判断能力で困っている人がいると思う。
- 裁判所などで無料法律相談会が開かれているが、空いている部屋を借りて広報用ビデオを上映し、順番待ちをしている相談者に見てもらおうというのもよいと思う。
- 次に、ホームページやテレホンサービスなどについて、御意見を伺いたい。
- 4月の異動直後に裁判所のホームページを見ると、所長の交替をはじめ、内容が変更されていて対応が早いなと思った。ただ、委員会の議事録については、高松地方裁判所では新着情報というところで地方裁判所委員会の議事録を紹介しており、家庭裁判所委員会の議事録というのは、複雑というわけでもないが、ちょっとたどり難いという印象を受けている。
- アクセス方法の紹介を行う場合の文章は、読んで分かるというより、見て分かるというのがよい。
- ワープロの形に書いてあるだけではなくて、デザイン化して、そこをヒットしたら、例えば親権者の申立や氏の変更の申立書式が出てくるようにしたらよい。

デザイン化して、図面的にすれば見やすくよいと思う。ただ、説明の文章も必要なので、図面的にした後に文章を付ける形にすればよい。
- どこも同じで、社員や職員が作るには技術的な問題がある。そこで、県でも外部団体に発注していると思う。予算的な関係もあるが、検討していただきたい。
- 文章ばかりをホームページに掲載しようという発想自体がずれている。一般の人々は、イメージ中枢が発達していると思う。ぱっと見れば分かるというものを作るという方向に進むべきである。

- 矢印とかを用いて、簡単明瞭なものを作るとよい。

また、裁判所は予算がないというが、例えば3つ行うというところを1つだけ行うということでもよいと思う。あとの2つは捨てるでもよいと思う。3つをしたといってもその効果がなければ何もしていないのと同じである。
- それでは次に、マスメディアを使った広報について、具体的な御意見を伺いたい。
- パンフレット等が効果的に配布されていれば、新聞やタウン情報誌などのマスメディアを使っての広報というのは必要がないと思う。
- 裁判所の広報では、積極的に裁判所を使ってくださいというような広告までは要らないと思う。
- 家庭裁判所委員会委員になるまでは、ほとんど裁判所と縁がなかったが、委員になって説明を受けて初めて、家庭裁判所がどういうところか具体的に分かってきた。家庭裁判所の内容について、知らない方々は結構いるのではないかと思う。したがって、余り詳しく行う必要はないが、何かの機会に家庭裁判所の業務を知らせることは必要と思う。
- 最高裁判所が年に1回、新聞の1面で、家庭裁判所の仕事について、どんなことをしているということを知りやすくシンプルに広報するというのも一つの方法である。
- 年に1回でよいと思うが、新聞に所長あるいは家庭裁判所委員会委員のインタビューの記事を出すのがよい。それを見た人から、家庭裁判所のことが広まっていくと思う。
- 四国新聞社では、法の日や憲法週間とかに法曹三者の各長に持ち回りで投稿をお願いしている。そういう機会があるし、この頃は、弁護士会や司法書士会あたりのQ&Aを掲載している。ものによっては、家庭裁判所単独でなくて、弁護士会とかと一緒にすることでマスコミを引き付けるということもある。また、高松家庭裁判所が建っているこの一角には、法務合同庁舎、高等裁判所・地方裁判所、弁護士会館が固まって建っているから、そういう施設を一度に見学できるという
イベントを行うとかすればよい。施設を見るだけでも、十分に広報になると思う。
- 裁判所の見学会や体験ツアーなどの行事についての御意見を伺いたい。
- 高校などに、裁判官、書記官の仕事はこういうものであり、裁判官、書記官になりませんかという話をしに行くことも意味がある。裁判官や書記官の仕事について、高校生などは知らないと思うし、家でもめ事があるの

であれば、家庭裁判所があるよということを知らせる意味もある。

- 司法書士として、香川大学法学部には進路指導で出向いたことがある。過去には弁護士会からも講師として派遣されている。裁判所から大学生に説明することについては、よいことだと思う。

また、出向かれる高校が普通科高校であれば進路指導ということでよいが、社会に出る直前の教育的な要請から、消費者問題について商業高校等で講義を行うことも考えられる。教育委員会を通じて、各学校長へ周知してもらい、色々行うことができるのではないか。

地元の婦人団体やお年寄りの団体等に行く場合には、現場で質問されることから、いわゆる手続教示に終わらなくなるので、裁判所が行うにはどうかなどは思うが、売り込む先はいくらでもあると思う。

- 小学校や中学校の校長会というものがあり、そこに資料を持って話をしておけばよいと思う。そこで説明しておけば、各学校の方から要望が出てきやすいと思う。

- 最近では、学校教育の中に司法教育がかなり取り入れられてきており、学生の裁判所の傍聴もここ数年多くなってきていると思う。

次に、投書箱の設置について、御意見を伺いたい。

- 投書箱に寄せられた意見については、現場に立つ調停委員として参考になる。調停委員や各調停協会に寄せられた意見を全て明らかにしていただき、それによって自己反省や自己研修に役立てたい。

また、丸亀支部、観音寺支部及び土庄出張所など、全ての裁判所にも同じように投書箱の設置をお願いしたい。以前は丸亀支部にも設置されていたようであるが現在は見受けられないようである。

- 投書箱の意見について、新庁舎になってからは庁舎に対する不満がなくなっている。また、新庁舎になってからの意見は6件であり、調停委員に対する不満が主なものであるが、それも2箇月に1件程度というものである。特定の調停委員に対して何通も批判がくるという事態になれば問題であるが、2箇月に1件という程度であれば、自分の意見が通らなかった者からの不満ともみられる。

- 本日のテーマについて、その他御意見はあるか。

- (各委員) 特に意見なし。

- 以上で本日のテーマの意見交換を終了したい。大変御苦労様でした。

(4) 次回の意見交換テーマの設定

次回委員会における意見交換テーマは、「児童虐待に対する家庭裁判所の

取組みについて」とした。

(5) 次回期日

平成17年12月6日(火) 午後1時30分から開催することとした。